

令和4年第4回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）  
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和4年12月16日（金） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 4 出席委員（7名）
- |                |           |    |                |
|----------------|-----------|----|----------------|
| 1番             | 渡 辺 昌 君   | 2番 | 河 村 幸 雄 君      |
| 4番             | 川 村 敏 晴 君 | 5番 | 大 滝 国 吉 君(委員長) |
| 6番             | 本 間 善 和 君 | 7番 | 尾 形 修 平 君      |
| 副委員長 小 杉 武 仁 君 |           |    |                |
- 5 欠席委員（1名）
- 3番 川 崎 健 二 君
- 6 傍聴議員（1名）
- 富 樫 雅 男 君
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 説明のため出席した者
- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 副 市 長                     | 忠 聡 君       |
| 農 林 水 産 課 長               | 小 川 良 和 君   |
| 同 課 農 業 振 興 室 長           | 中 川 博 之 君   |
| 同 課 農 業 振 興 室 副 参 事       | 菅 井 学 君     |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長       | 伊 藤 幸 夫 君   |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事   | 臼 井 信 一 君   |
| 同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長 | 高 橋 和 憲 君   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長         | 八 藤 後 茂 樹 君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長           | 田 中 章 穂 君   |
| 同 課 経 済 振 興 室 長           | 富 樫 充 君     |
| 観 光 課 長                   | 永 田 満 君     |
| 同 課 観 光 交 流 室 長           | 片 岡 昌 幸 君   |
| 同 課 観 光 交 流 室 主 幹         | 小 池 一 栄 君   |
| 同 課 観 光 交 流 室 副 参 事       | 園 部 和 枝 君   |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長         | 増 子 正 臣 君   |
| 建 設 課 長                   | 須 貝 民 雄 君   |
| 同 課 整 備 室 長               | 小 田 康 隆 君   |
| 同 課 整 備 室 副 参 事           | 伊 藤 孝 雄 君   |
| 同 課 管 理 室 長               | 本 間 孝 幸 君   |
| 同 課 管 理 室 係 長             | 船 山 ケイ子 君   |
| 都 市 計 画 課 長               | 大 西 敏 君     |
| 同 課 参 事                   | 小 野 道 康 君   |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長           | 宮 村 勉 君     |
| 同 課 都 市 政 策 室 長           | 風 間 貴 志 君   |
| 上 下 水 道 課 長               | 稲 垣 秀 和 君   |

同課経営企画室長	林 奈美君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修君
神林支所産業建設課長	斎 藤 雄一君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健次君
山北支所産業建設課長	小 田 和弘君

## 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

(午後 1時00分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本特別委員会の審査については、本特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとし、同分科会の審査については、分科会長には経済建設常任委員長が、副分科会長には経済建設常任副委員長が就任し、議事運営することとした。

分科会長（尾形修平君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第154号の経済建設分科会所管分について審査した後、議第154号の経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

**日程第3** 議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち経済建設分科会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君、農業委員会事務局長 八藤後茂樹君、地域経済振興課長 田中章徳君、観光課長 永田 満君、建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 それでは、建設課所管分についてご説明をさせていただく。議件書の10P、11Pを御覧ください。15款国庫支出金、2項5目2節の道路橋りょう費補助金だ。説明欄の1、社会資本整備総合交付金で1,390万4,000円の減額をさせていただくものだ。これは、令和4年度の社会資本整備総合交付金で除雪対策経費に係る交付金の当初予算額に対し、減額での交付決定があったことから減額させていただくものだ。次に、2、道路メンテナンス事業費補助金で1,533万1,000円の減額をさせていただくものだ。こちらも令和4年度の道路メンテナンス事業費補助金で橋梁等の長寿命化対策に係る補助金の当初予算額に対し、減額での交付決定があったことから、減額をさせていただくものだ。

### 第16款 県支出金

(説明)

建設 課長 それでは、続けて説明をさせていただく。12P、13Pを御覧ください。16款県支出金、1項3目1節の農業費県負担金だ。説明欄の1、地籍調査事業費負担金で2,832万円の増額をさせていただくものだ。こちらは、檜原、板屋越、早稲田地区の地籍調査について、当初個別補助事業として要望していたが、負担金の事業として措置されたことと、措置された交付決定額により補正をさせていただくものになる。

農林水産課長 同じく16款県支出金の2項4目1節農業費補助金の説明欄の1、農林水産業総合振興事業費補助金は、JAや法人が整備する農機具等に係る県補助金で、このたび4次要望までの見込額と現行予算との差額を計上したものである。次に、説明4、農作物豪雨被害緊急支援事業補助金、新規については、8月3日からの大雨により圃場に浸水、冠水等の被害を受けた被災農家に対して、再生産に係る負担を軽減して継続的な経営の安定を図るための補助金として県がこのたび創設したもので、見込額を計上したものである。詳細については、歳出の際に説明させていただく。

建設 課長 説明欄5、地籍調査事業費補助金で2,887万5,000円の減額をさせていただくものだ。個別補助事業として要望していたが、負担金事業として措置されたことから、減額をさせていただくものだ。

農業委員会事務局長 説明の6番、農地集積・集約化促進事業補助金216万円の増である。こちらのほう、歳出のほうでも出てきているが、機構集積協力金の補助金なのだけれども、当初見込みより申請件数が増えたため、増えた分について増額補正をお願いするものである。以上だ。

## 第18款 寄附金

(説明)

観光 課長 同じページの18款1項5目ふるさと納税寄附金だが、これまでの寄附実績を踏まえて、1億3,717万4,000円を増額するものだ。当初予算で3億5,000万円を計上していたところであるが、今年度は8月の大雨による災害寄附による増額もあって、全体の件数で3万600件、寄附で5億円を見込まれることから、1億3,717万4,000円を追加するものである。以上だ。

## 第21款 諸収入

(説明)

農業委員会事務局長 14P、15Pを御覧ください。21款6項6目雑入の5節農林水産業雑入だ。過年度分機構集積協力金返還金3万4,000円だ。こちらのほうは、機構集積協力金のうちの経営転換協力金を過去に受けた方で、途中解約により要件を満たさなくなったために生じる返還金が当初見込みより増となったため、補正をお願いするものだ。以上だ。

## 歳入

### 第15款 国庫支出金、第16款 県支出金、第18款 寄附金、第21款 諸収入

(質疑)

渡辺 昌 13Pの上の地籍調査事業費負担金、檜原、板屋越、早稲田となっていたのだけれども、今市の中でほかにやっているところってあるのだろうか。

建設 課長 現在これ以外に塩谷地区で地籍調査を実施している。

渡辺 昌 この後多分北のほうに延びていくと思うのだけれども、具体的な予定とかは出てい

るのだろうか。

建設 課長

今回のこの地区については、一般国道7号の交通安全対策歩道整備事業に関する連携として地籍調査を実施しているのですが、現時点ではまだそのまま伸ばすかどうかについては未定である。ただ、塩谷地区については、塩谷地区が終わると、まだ地籍調査未実施の箇所は神林地区にも結構多くあるので、また調査範囲を拡大をしていきたいというふうに考えている。

## 歳出

### 第4款 衛生費

(説明)

上下水道課長

それでは、予算書の26P、27Pを御覧ください。第4款衛生費、1項1目保健衛生総務費のうち、説明欄1、簡易水道事業会計繰出金1,200万円については、公営企業会計の補正の際にもご説明いたしましたが、浄水場及び配水池電気料、そして人事異動に伴う人件費の過不足などに対し、繰出金を調整するものだ。そして、説明欄の2、上水道事業会計繰出金14万円の減額については、公営企業会計の補正の際にもご説明いたしましたが、人事異動に伴う人件費の過不足などに対し、繰出金を調整するものだ。そして、説明欄3については、8月3日大雨災害による上水道事業会計繰出金720万円、そして説明欄4、8月3日の大雨豪雨による簡易水道事業会計繰出金190万円については、公営企業会計の補正の際にもご説明いたしましたが、いずれも応援派遣都市費用に対して繰り出しを調整するものである。以上だ。

### 第6款 農林水産業費

(説明)

農業委員会事務局長

28、29Pを御覧ください。6款1項1目農業委員会費、説明欄の1、農業委員会事務局職員人件費25万2,000円の減である。こちらのほうは人事異動等に伴う増減のほか、時間外勤務手当35万円の増については、5月に受けた会計検査対応に伴う影響分及び圃場整備関連業務対応に伴う増である。以上だ。

農林水産課長

2目農業総務費については、人事異動による所要額の補正である。それ以外には、農業土木職員人件費の中で災害対応の時間外の申請があるが、それ以外の農林水産課対応の職員人件費についての補正理由は同様のものとなっている。次に、3目農業振興費については、説明欄1、農業振興経費の農林水産業総合振興事業費補助金は、JAや法人が整備する農機具等に係る県補助金であり、このたび4次要望といたして9件、法人7件、2個人、2個人についてはリース対応となるが、要望があったことから、見込額が現行予算を上回るため、差額を計上させていただいたものである。次に、説明欄2、8.3大雨災害の農業振興経費の農作物豪雨被害緊急支援事業補助金は、8月3日からの大雨により浸水、冠水等の被害を受けた圃場で緊急的な追加防除や種子の流亡により、まき直し等の措置が必要となった被災農家に対して、負担軽減による継続的な経営の安定化を図るために新たに設けられた県補助金で、対象事業費に対して3分の1を支援するもので、もう一つの大雨被災対応特別緊急支援事業補助金は、市の支援対策事業といたして前述の県補助金の上乗せ補助として県と同額を、また県制度の対象外となったものに対しては市単独で3分の1を支援するため、それぞれの見込額を計上したものである。

農業委員会事務局長

説明欄の4、機構集積協力支援事業経費219万4,000円だ。こちらのほうは、

歳入のほうでも説明したとおり、機構集積協力金で申請件数が増となったための増額及び返還金についても返還額の増に伴う増額になっている。以上だ。

農林水産課長 それでは、30、31Pを御覧ください。5目農地費の説明欄1、ほ場整備事業推進経費については、会計任用職員1名分の経費として計上させていただいた。次に、6目農山村振興事業費の説明欄1、有機センター経費については、電気料等のエネルギー価格の高騰による影響額を補填するための指定管理料の増額分だ。以下、指定管理料の補正理由といたしては、同様のものとなっている。説明欄2、8.3大雨災害有機センター経費の工事請負費については、8月3日からの大雨により崩落したもみ殻ストックヤード裏ののり面の復旧工事に係る経費として計上させていただいた。次に、32、33Pを御覧ください。3項水産業費、1目水産業総務費の説明欄1、8.3大雨災害水産業振興一般経費の水産施設資源災害復旧緊急支援事業補助金は大川漁協が行う勝木川に設置されていたウライ施設の復旧工事並びに三面鮭産漁協の給水ポンプ等の取替え等に対するの支援に係る経費を計上させていただいたものである。農林水産課からは以上だ。

## 第7款 商工費

(説明)

地域経済振興課長 それでは、7款1項1目商工総務費、説明欄1、商工総務費職員人件費であるが、これは人事異動に伴う人件費所要額の補正である。

観光 課長 その下の2目商工業振興費のふるさと納税経費は、7,537万4,000円を増額補正するものだ。先ほどご説明させていただいたが、歳入で寄附金の増額補正に伴う記念品代、それから郵便料等通信運搬費、インターネット決済手数料等を増額補正させていただくものだ。

地域経済振興課長 3目露店市場費、説明欄1、露店市場運営経費であるが、こちらは瀬波大祭中止に伴って臨時露店市場の開設中止による減額補正である。

観光 課長 6目観光費の説明欄1、蒲萄スキー場特別会計繰出金130万円については、先ほど委員会のほうでご説明いたしたスキー場運営費への繰出金になる。説明欄2、観光費職員人件費については、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整によるものだ。引き続き34P、35Pをお願いいたします。7目観光施設管理費のみどりの里経費1,607万3,000円については、指定管理料のうち電気料及び燃料費について、エネルギー価格高騰に伴う影響額について補填を行うため、増額補正させていただくものだ。以上だ。

## 第8款 土木費

(説明)

建設 課長 8款1項1目土木総務費で説明欄の土木総務費職員人件費については、人事異動に伴う調整によるものである。次に、2項1目道路橋りょう総務費で説明欄の1、道路橋りょう一般管理経費で光熱水費のうち道路照明などの電気料について、3月末までに不足が見込まれることから、290万円を増額するものだ。次に、2項2目道路維持費で説明欄の1、道路対策事業経費で1,232万9,000円の増額をさせていただくものだ。こちらは道路対策事業経費のうち橋梁等の長寿命化対策に係る道路メンテナンス事業費補助対象事業の額確定による事業の調整のため増額をさせていただくものだ。内訳の主なものとしては、測量設計等委託料の減額について、災害により

市道三面小国線舟曳トンネル設計委託の実施を見送ったことなどによるもので、それらに伴い、補助対象事業の調整のため工事請負費を増額し、橋梁修繕等を進めるものである。次に、2、除雪対策経費で4億7,230万7,000円の増額をさせていただくものだ。内訳の主なものとして、除排雪委託料で不足が見込まれる経費として4億8,000万円の増額をさせていただくものだ。また、社会資本整備総合交付金対象事業の額確定による事業調整で工事請負費556万円の増額をさせていただくものと、除雪車購入額確定に伴い、事業の調整などにより1,825万3,000円の減額をさせていただくものだ。次に、下段になって、37Pの説明欄も併せて御覧ください。1、市道整備事業経費で382万9,000円の増額をさせていただくものだ。こちらは、市道府屋勝木線道路改良事業に係る事業の調整と事業用地の購入費の増額をさせていただくものだ。次の道路改良事業費職員人件費については、人事異動に伴う人件費の調整によるものだ。建設課所管分は以上になる。

都市計画課長 同じページの下になる。8款6項1目都市計画総務費、説明欄の1である。都市計画総務費職員人件費については、都市計画課8人分の人件費であり、給料改定等による補正である。その下、8款8項1目住宅管理費、説明欄の1、住宅対策経費になる。設備保守点検業務委託料113万9,000円の減額は、委託料の確定によるものである。工事請負費300万円の増額は、新規入居に係る内部修繕工事の不足見込額を計上したものである。次に、説明欄の2、臨時経済対策事業経費について、工事請負費202万2,000円の減額は、上の山住宅敷地内舗装工事の事業費確定によるものである。次に、説明欄の3、住宅管理費職員人件費については、都市計画課5人分の人件費であり、人事異動及び給与改定による補正である。以上である。

## 第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

観光課長 議案書の5Pをお開きください。表の上から4番目の山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」、その下の村上市町屋造観光案内所、その下のみどりの里関連施設の指定管理料の債務負担について、先ほど議第151号から153号でご協議いただいた指定管理者の指定に伴う債務負担行為の補正となっている。以上だ。

歳出

### 第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第6款 農林水産業費

(質疑)

河村 幸雄 29P、農業振興経費というような形の中でちょっとお聞きしたいのだけれども、災害対応支援であったり、場合によってはスマート農業に活用したり、農業散布に使ったりということで、ドローンの活用というのは、今の村上市ではどのような形になっているだろうか。

農林水産課長 ドローンについては、これまでの県の補助金だとか国の補助金で導入された法人、個人、相当数今現在いらっしゃる。それぞれ主な理由とすれば出穂時期の防除というふうな格好の中で、自作地の防除並びに周辺の農家さんの委託を受けたりとかと

いうところもあるし、場合によっては共済さんの共同防除の委託を受けて、されている方もいらっしゃる。最近ドローンについては、穂肥という格好の中で出穂期後に合わせた形の肥料の散布等でも活用する農家さんが出てきてはいらっしゃる。そんなような状況だ。

河村 幸雄 ドローンのあれということは、専門業者と連携をするというか、お願いするとか、JAの何かそういうような形でやるとか、村上市にドローンの資格を持って操作しているとかというような話ではないかと思うけれども、どのようになっているのだろうか。

農林水産課長 ドローンを所有される法人ですとか個人については、ドローンを操作するための、取得された時点でそれぞれ機種の免許、操縦資格を取られている。なので、運用等については、それぞれ所有者が自らの計画の中で運用はされている。

河村 幸雄 ドローンを軸に官民連携やいろいろな結びつき、協定というか、そんなこともこれからは図られていくのかもしれないし、今は農業のことについて話したけれども、当然農林水産業、観光業にもつながるものだからと思うので、勉強を重ねていきたいと思うけれども、よろしく願います。

川村 敏晴 今回の質問の下の2だけれども、豪雨災害による県と市の補助金なのだが、かなりの水田が被害に遭ったというふうに思っているのだけれども、にしては額があまりにも少ないのではないかなと思うのだが、内訳というか、被害の総体、実態と、この補助金のありようって、もうちょっと具体的に説明願えないか。

農林水産課長 それでは、この補助支援制度の内容も含めた形でご説明させていただく。この支援については、大きく3つに、項目に分かれている。1つが緊急防除支援ということで、豪雨による被害を受けた圃場で、事業主体が緊急的に病害虫の追加防除に要した薬剤等に対する支援及びその借り上げする、今お話にあったドローンだとか無人ヘリコプター等の借り上げに係る経費を支援する項目が1点。もう一つが農作物の作付継続支援ということで、流亡等の被害を受けた圃場で被災農家が再生産に必要な種苗費等とか肥料を購入する際に必要な経費を補助する項目が1点、もう一つが被災農作物の除去等の支援ということで、圃場に入った土砂等の撤去に係る機械の借上料等に係る支援ということの、この3つになっている。今回の豪雨災害に当たっては、こちらの今の支援については主に畑作、水田ではなくて、畑地を中心にした災害支援というふうな格好のスキームの中での制度設計になっている。当該地区においては、事業費ベースで聞き取り並びに県の振興部、普及センター等の調査を踏まえた形でちょっと計上させていただいているところであるが、緊急防除ということで、神林地区のやわ肌ネギの防除に係る経費、あと作物継続という部分については、小岩内集落でのトマトの部分だとか、あと9月の一般質問等でもあった、木村議員からの質問の荒川地区におけるユリ農家さんの支援の部分となる。機械等の支援については、先般のそれこそ木村議員のご質問の中でも答弁させていただいたが、土砂の排土に係る機械のリース、自力復旧をされた方に対する支援ということで、そういう方たちの機械の借上料が対象というふうに考えている。事業費ベースで約700万円トータルで今のところ見積りをさせていただいている。

川村 敏晴 今回の700万円というのは、3番目の土砂撤去に対する支援の補助の上限が700万円という。

尾形委員長 全体。川村委員、今までこれ補正で、これ11次補正だし、10次も9次もで、もう何十億円の補正やっているわけだ、農地に関しては、それが今回たまたま今課長説明

- あった畑作に関しての補正だという説明でいいのだよね。
- 農林水産課長 今回の場合は自力復旧、自分で復旧された方が支払いを伴った経費に対する支援という格好になるので、市が単独だとか補助債でやる部分の事業とはまた別事業になる。なので、今言った700万円というのは、今説明させていただいた3項目の支援に係る対象事業費の総額というふうな格好になるので、それぞれその3分の1ずつというふうな計算の中で算出させていただいたのが補正予算で上げさせていただいたところである。
- 副市長 今委員のご質問に随分丁寧に答えさせていただいたけれども、これ農林水産業費にかかわらず、今全体では135億円の追加予算を持ちながら、建設等々いろいろやっているわけだ。その全体のもは、随時確定した段階で上がってくるので、その一部分について、今回はこれだというふうに捉えていただければありがたいと思う。その都度ご報告を申し上げたいと思う。
- 川村 敏晴 今の件は分かったが、何でかというと、我々の耳の中に、特に私はもう水害で被害を受けた農地、特に圃場だけれども、間近にいる議員としては、やはり土砂撤去等に対する自己負担金が非常に多くのかかっているというふうな部分についての支援を求めたいのだが、なかなかそれに対しての対応がまだ確定していないというふうな非常に不安の声が聞こえるものだから、その中で今回あまりにも額がというふうに思ったのだけれども、基本的には来年作付ができるような、この補正からは外れるかもしれないけれども、来年の田んぼの作付が間に合うような助成で土砂の撤去がかなうものなのか。それができなかった場合の対応など、想定されるものが用意されているのであれば教えていただきたいのだが。
- 農林水産課長 原則といたして、来年の耕作に間に合うようにということで随時業者さんと連絡取りながら工事を進めていただいているところだ。降雪期に入って、なかなか先がちょっと読めないところではあるが、鋭意進めていただいている。一応全体の認識といたしては、来年の耕作が可能なようにということで、できれば3月まで、遅くとも田植の作業が間に合う5月、場所によっては中旬ぐらいまでには終わるということで、業者さんからもその旨の報告、見込みをいただいているところである。ただ、今後の天候次第では作業が若干遅れる心配も正直ある。今後の予定といたしては、1月中旬までにはある程度の作付できる場所、最悪できなくなる場所等についての判断をした上で、2月の遅くとも上旬には農家さんのほうにその旨の報告はさせていただければというふうには考えている。その後の作付できない場所については、そこまでのちょっと対応についてはまだ今現在でお答えできるような状況ではないので、ご了承いただければと思う。
- 副市長 もう一つの農地農業用施設の自己負担部分についてであるけれども、まだはっきり申し上げて確定はいたしていないが、市長からは、農家負担をなるべく少なくするように検討せよというような指示が出ているので、決まり次第またご報告を申し上げていきたいというふうに思う。今検討している最中である。
- 大滝 国吉 今の災害のことだ。副市長からは、今補助金についても検討しているということだが、40万円以下は市の単独で7%自己負担、それ以上は県の事業で事務費の5%負担とかと、そういうふうな認識でいたのだが、それでいいのか。
- 農林水産課長 今説明されたとおりである。農地については、圃場については7%、農業施設に5%ということで、事務費についても同じパーセンテージで条例のほうは制定されている。

大滝 国吉 40万円以下の災害の箇所というのも結構あるものか。  
農林水産課長 相当数ある。すみません、件数まで今ちょっと把握してはいなかったのだけれども、今回確定報告でさせていただいているのが1,235か所ということでさせていただいているが、市単でということで、市の単独事業ということで今確認しているところについては、全体で714か所という形になる。

大滝 国吉 では、個人でも何か所もやられて、1か所ごとにそれは事業があるわけだから、それが1か所40万円以下のが例えば個人で10か所あれば、その10か所分対応になるということか。

農林水産課長 基本的には受益者負担という形になるので、おっしゃるとおりだ。  
大滝 国吉 副市長、そうなるとやっぱり個人の負担もたかが7%でも、何か所になるとやっぱり大変な金額になる。秋には収穫もできなくて、本当にダメージ大きくて、これから復旧やっとなつても、またこれからいろんなところで金かかるのに、またそこでも負担しなければならないと。なかなか農家の人は大変なことだと思うので、その辺は重々副市長も市長と掛け合いながら、もっと負担のないような仕組みができるのか、その辺のところを検討していただきたいのだが。

副市長 今申し上げたように、これだけの箇所数である。当然1人の農家の方も数か所で被災を受けているということもあろうかと思う。実はこれまでその箇所、箇所に応じた関係する農家のいわゆる耕作者、所有者の明細をデータでそろえるというふうに指示をして、今それを見ながら、あまりにも大きな1戸当たりの負担になってしまうようであれば、これはやっぱり無理だというふうな話にもなってくるので、市長からの指示をいただいている、なるべく負担の少なくなるようにというふうなことで今検討しているので、漏れのないように対応していきたいというふうに思う。

川村 敏晴 今の件の関連なのだけれども、40万円以下の被害の算出については、所有者が業者に見積りを取って算出しなければならないのか。

農林水産課長 こちらについては、市単事業ということで、業者さんのほうに市のほうから指示を出して復旧作業を行う予定になっているので、市のほうから業者さんのほうに見積りのほうを徴収させていただいている。なので、市が皆全て、今言った714については市が発注をかけるという形になっている。

川村 敏晴 復旧後に面積に応じて40万円以下と認定されたところは、自己負担7%に当たる部分を市のほうからその分を請求するというか、負担してもらうというふうなやり取りになるということなのだね。

農林水産課長 そうだ。箇所ごとの見積りになるので、面積とかというよりは、その箇所、所有者ごとというふうな形になるので、終わり次第、額が確定次第、分担金の納付書を交付させていただくという形になる。

副市長 事務的な流れはそのとおりなのだ。ただ、何回も申し上げるけれども、農家の負担をなるべく少なくするよということの市長の指示も出ているので、その検討結果をお待ちいただきたいと思う。それから、ついでで申し上げるけれども、これだけの箇所数で一つ一つの工事費額を出すための査定が物すごく時間を要してきた。これには県からも職員を支所単位まで派遣をいただいて、応援をいただく中で今まで進んできたということである。見方によっては、全然土砂の排除が進んでいないではないかというふうな実は言葉もいただいているけれども、確定、査定するだけでもどれだけの人手がかかってしまったのかということもご理解をいただければありがたいと思う。なお、何回も申し上げるけれども、できるだけ春の耕作には間に

合わせられるように業者と共に取り組んでいきたいと思うので、よろしく願いいたす。

大滝 国吉 もうちょっと聞きたいのだが、今災害があつて、田んぼをやめた箇所というのも結構あるものか。やめたいと農家から言われているとか。

農林水産課長 個別にこちらのほうは直接上がってきている案件は正直ないのだけれども、やっぱり中にはこれを機会にという形だとか、機械が特に被災された方については、この機会に貸付けのほうに離農されたいというふうな意向を示されている方もいらっしゃるとはお聞きしている。

本間 善和 農林政策課長、ひとつお願いする。33P、水産業費の災害復旧なのだけれども、これまで鮭のウルイのことで、前回まで三面川と荒川の補正金額は上がっていたと思うのだけれども、今回勝木川のやつは、前回私聞いたときには、来年度で組合長がいいよと言ったのを、今年度の事業でやるという意図でよろしいのだろうか。

農林水産課長 川の工事になるので、冬場の渇水期、水が少ないときにというふうなことで、今の漁が終わり次第、今年度中にというふうなことで考えている。

本間 善和 多分間違いないと思うのだけれども、前回の復旧工事では10分の10という格好で補助金を出すというお話を伺っているが、今回のやつも10分の10という格好でよろしいか。

農林水産課長 基本的な考え方は10分の10だ。ただ、事業費総トータルから消費税を除いた額の10分の10というふうなスキームで今この予算計上させていただいているところだ。

## 第7款 商工費

(質 疑)

渡辺 昌 33Pのふるさと納税経費なのだけれども、記念品代の金額が歳入であった金額の3割を超えているのだけれども、ここに記念品代のほかに何か入っているのだろうか。

観光 課長 記念品代のほかに記念品代の送料も含んでいる。計算なのだけれども、既決予算の残額と、それから今後見込まれる額と、あと旅行券等もその都度請求来るので、その辺も見込んで、最終的に必要な額ということで計上させていただいている。

渡辺 昌 通信運搬費というのは、どんなものを通信運搬費に入っているのだろうか。

観光 課長 通信運搬費については、郵便料ということで、受領証明書の送付だとか、あとワンストップ証明書等の郵送料等になっている。

渡辺 昌 ポータルサイト別の納税額と、あとは決済手数料か、ポータルサイトへの支払い経費のポータルサイト別のものというのは、そういうのは出してもらえるものだろうか。

観光 課長 資料としてお出しするという事だろうか。

渡辺 昌 今年度中はまだ途中だと思うので、もしあれだったら令和3年度分のポータルサイト別の納税額とかかった経費、ポータルサイトに支払っている金額の一覧みたいなのは教えてもらえるか。

観光 課長 令和4年度分についてはまだ途中なので、令和3年度分であればご用意したいと思う。

渡辺 昌 後で教えてください。

観光 課長 承知した。

尾形委員長 お願いする。

## 第8款 土木費

(質 疑)

河村 幸雄 35Pの除雪対策経費である。先般経済建設常任委員会の研修で村上市建設業協会との勉強会があった。経費を少なくするには、排雪の場所の土地を探していただければありがたいのだということを知っていたけれども、その件に関して、今年度それに応えられるような進め方をしてもらえるのだろうか。

建設 課長 除雪に絡んだ排雪場所については、公共の排雪場所ということで、市民の方も持ち込める排雪場所といった箇所を、例年どおりではあるが、設けてはある。

尾形委員長 河村委員、今の答弁でいいか。

河村 幸雄 ちょっと私の言い方が悪かったかもしれないけれども、今まで田んぼを借りて、そこを排雪場所にするとか、土手を借りてやるとかというのものもあるけれども、効率性を考えたときに、排雪場所をもっと設けていただければ経費が少なくなるのではなからうかという話が出たわけだよ。市で土地を探すということをしてもらいたいけれども、業者任せでは困るのだということも聞かれた。市としても、村上地区内においては、市も相川と若葉町だけは確保できたとか、そんなことも言っている。要は地域ごとに排雪する場所もあればまたいいのだろうし、そういう場所の確保というのだけを取り組んでいるというか、やっているのかということを知りたかったのだけれども。

観光 課長 除雪作業をしながら、恐らく排雪場所というより雪置場というイメージのほうが近いと思うのだが、雪置場の確保については、まず除雪に入ってもらって業者さんのほうで確保していただくものと、私どものほうで区長会など開催される際にご説明に行き、どちらかご提供いただける場所がないかということで地元の方から場所を教えてもらって、市のほうで直接所有者の方だとかに対応して確保するものとか、これまでもそうだが、なるべく雪置場を確保して効率を上げようということで継続して取り組んでいる。

河村 幸雄 分かった、言っていることは。ただ、業者さん任せでも困るのだと。各区長さんや、そういう方たちにどんどん市行政側からもお願いして、場所を設けていただきたい。それが一つ経費を少なくしたり、そういうのにつながっていくのでなからうかというお話であったので、お願いいたします。

## 第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

川村 敏晴 今回の補正予算、みんな重要な補正であるというふうに思っているが、50年に1度の災害に見舞われた年でもあり、特に農地、農業者支援についての補正について考えを述べさせていただきたいと思うのだけれども、やはり村上市の産業の担う大きな分野である米産業、広範囲に水田が被害を受けている。ただ、荒川水系に限っている部分であるので、限ったわけではないのだが、特に集中している。これについては、農業者の経営意欲を軽減させないで、今まで以上の品質のよい農作物を作り続けていく、その経営継続の意欲を軽減させないためにも、災害で発生した復旧経費、これについては、やはり地域を挙げて、行政の力をもって支援していく必要が

不可欠であると、このように痛感している。これがひいてはやはりこの地域の産業の一翼を担う優良品種である岩船産コシヒカリ等々の農産物の継続的な生産につながっていくことと思われるので、ここについては行政がしっかりと支援をしていく、その必要が不可欠であるので、それについて強く行政側の支援を求めたいと思う。以上だ。

大滝 国吉 先ほど副市長からもいろいろ支援については対応してくれと言ったが、議会としても、これだけの被害がありすごくダメージを受けている農作者が、やはりこれからも意欲を持ってできるような仕組みというの、ちゃんとうちらも訴えていかなければならないのかなと感じたので、その辺もよろしく願います。

尾形委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

尾形委員長 今川村委員、大滝委員から言われた件に関しては、先ほど副市長からご説明いただいたように、今後市長との話合いの中ででも前向きに検討していただけるということであるし、委員会としても、これ全体会の場で強くこの辺は要望していきたいなというふうに思うので、それで皆さんよろしいだろうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

尾形委員長 では、そのように進めたいと思う。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討論を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第154号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午後 1時52分)

---

委員会条例第30条第1項の規定によりここに記名・押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会経済建設分科会長 尾形修平